

# 近代国家と宗教弾圧

——日中両国を比較して——

馬場 毅

〈愛知大学〉

## 要 旨

日本における廃仏毀釈運動は、国民国家形成をしようとした明治の日本が、天皇を中心とした国民統合を目的として、国家神道に裏付けられた天皇の権威を確立しようとして行われ、多くの民衆がそれに参加した。神道国教主義と神政国家的観念は、仏教勢力の抵抗と信教の自由という観念も含む欧米文明を採り入れる啓蒙運動である文明開化の風潮の中で後退し、数年間にわたる廃仏毀釈運動は沈静化していった。そして近代日本における信教の自由が成立して、それは1920年代まで実効性を持っていた。だが体系的教義を持たない国家神道に裏付けられ、現人神としての天皇を頂点に担ぐ「天皇教」とも呼ぶべき独特の宗教的な要素を伴う天皇制は、1945年の日本の敗戦まで続いた。

中国において国民国家としての統合を目指していた国民党統治下で行われた迷信打破運動は、孫文の思想にもとづき国民を民権の主体に成長させていく訓政期という位置づけの下で、国家や国民党の側から強権的に行われ、迷信のみならず、宗教も弾圧を受けた。実際に運動を推進した国民党の地方党部の人々は、啓蒙家的態度で早急にこの運動を進めた。しかしながら、日本の廃仏毀釈運動とは異なり、民衆はこの運動の敵対者として現れ、国民政府並びに国民党は、迷信打破運動を変更しなければならなかった。その後、国民党による政党国家体制が確立していく中で、前述したような日本における「天皇教」ともいうべき宗教的な要素を用いて、国家の統合をすることはなかった。

**キーワード** 国民国家、廃仏毀釈、迷信打破

## 日本における廃仏毀釈運動

日本近代史および中国近代史に於いて、かつて宗教全体、あるいは宗教の中のある一派が、時の政府によって、弾圧を受けた時期があった。そしてその弾圧はしばしば暴力的な行為ともなった。日本近代史でいうならば、国民国家と近代天皇制の形成期である明治維新（1868年）期の廃仏毀釈運動、さらには時代を下って日中戦争（抗日戦争）前、および戦争中の天皇制ファシズムによる大本教や現在の創価学会の前身である創価教育学会への弾圧などが想起される。

ここでは、国民国家と近代天皇制の形成期であ

る明治維新期の廃仏毀釈を採り上げる。これは、明治政府が神道国教化政策により、神社の中から仏教的性格を排除しようとして、1868年、神仏分離令を出したことにより始まった。それにより、従来神仏習合のため神社にいた別当、社僧と呼ばれていた僧侶は、還俗の上、神道の神官となり、また神官およびその家族の葬祭も仏教式から神道式の葬祭を行うようになった。さらにこれは廃仏毀釈運動に発展していった。特に国学者や神道家の勢力の強いところでは、この運動が激しく展開された。またこの運動が激化した背景には、民衆のこの運動への参加があった。江戸時代、キリスト教禁制の下で、キリスト教徒でないことを証明

する寺請証文を仏教の僧侶が出すにあって、民衆から見返りを求めていたため、仏教の僧侶は民衆の反感を買っていた。そのため多くの民衆も参加し、仏教寺院の堂塔、伽藍、仏像、仏画、経典などが破壊、焼却された<sup>1)</sup>。

ところで安丸良夫は、明治初年における政府による神政国家的観念や神道国教主義の目的を、天皇の権威を天照大神以来の神聖な一系性によって根拠づけ、この権威ある中心をアルキメデスの支点にして国民国家としての統合を実現することだと述べている<sup>2)</sup>。つまり神道国教化政策およびそれに付随して起きた廃仏毀釈運動は、明治政府による近代天皇制の形成とそれによる国民国家の統合という目的によって起こされたものとしている。その後、神政的国家観念や神道国教主義は、仏教勢力の抵抗や欧米文明を取り入れる啓蒙運動である文明開化の風潮の中で大きく後退し、廃仏毀釈運動も沈静化し、やがて近代日本における信教の自由が成立したとしている<sup>3)</sup>。その過程で、天皇の祖先とされる天照大神をまつる伊勢神宮を中心とする国家神道が、神道国教主義の立場から体系的教義を確立しようとしたが、多様な教説による論争の收拾ができず、かつ仏教やキリスト教の側からの信教の自由の要求もあり、国教教義の樹立が不可能となり、その結果教義を持った宗教としての神道は教派神道各派に委ね、体系的な教義を持たない祭祀儀礼としての国家神道が成立したとする<sup>4)</sup>。

### 中国における迷信打破運動

明治維新期の廃仏毀釈運動に類似した現象が起きた事例として、1920年代、広東省や湖南省で農民運動が高揚した時のものがある。周知のように毛沢東は、「湖南農民運動の視察報告」で、農民の男子を支配しているものとして、政権（国から省・県・郷に至る国家の系統）、族権（宗祠・支祠から家長にいたるまでの同族の系統）、神権

（閻魔王、城隍廟王から土地菩薩に至る冥界の系統、玉皇上帝から各種の神や妖怪に至る神仙の系統——これを総称して鬼神の系統）をあげ、農民の女子の場合は、これに加えてさらに夫権の支配をあげている。そしてこれらを農民運動の打倒対象にした。実際、土豪劣紳や地主の権力を打倒して農民協会が権力を握ると、多くのところで農民協会が神をまつる廟をとりあげ事務所にしたたり、すべての農民協会が「迷信公金」という名目で廟の財産を引き出して農民学校をつくったり、農民協会の費用に充てることを主張していた。また醴陵県では、迷信を禁止し神仏像を打ち壊すことが盛んに行われた<sup>5)</sup>。

しかしながらこれらは、国家の政策ではなく北京政府統治下で革命を行う側によって行われたのであり地域も限定されており、かつ地主の権力を打倒する政治闘争と貧農の土地や経済の問題を解決する経済闘争が、まず目指されたのであり、迷信打破運動はそれに付随して展開され、主要な運動ではなかった。

そこでここでは1928年以後、全国を統治する政府となった国民政府（これは国民党によって指導された）の下で起きた事例を採り上げたい<sup>6)</sup>。

中華民国期の北京政府を継いだ国民政府は国民革命の結果成立し、国民国家としての統合を目指していた。そして孫文思想を指導の中心に据えた国民党によって指導されていたが、彼らは1928年の北伐完成による全国統治の開始以後を孫文の三治の法による訓政期として、国民を民権の主体に成長させるため国民の政治知識能力を訓導させようとしていた。

そして国民を民権の主体とするように、国家の側から迷信打破運動を、早急かつ強権的に展開した。すなわち国民政府の内政部は、1928年9月、「古い師・星占い・みこ・地方見を排除する方法」<sup>7)</sup>を公布した。それによればこれらの職業に従事している者を、各省市政府が公安局に監督命令して、3カ月以内に強制的にその他の正当な職

業に従事させること、また3カ月以後も正当な職業がない時は、地方設立の工場に収容し一業を習わせ、もし工場が無い時は相応の処置を執り、老弱身体障害の者に対しては、地方の救済院に収容するか、相応の措置を執ること、さらにこれらに関連する書籍や迷信を伝える書籍の販売の禁止、さらに冠婚葬祭や病を患う家に（病気を治すために）これらの人が関与することを禁止した。

さらに1928年11月、国民政府は「神祠存廢標準」<sup>8)</sup>を公布し、各省に通達した。そこでは民権発展の障碍となるものは、一挙に肅清し、以て国内の軍閥、官僚、土豪劣紳の根種を削除しなければならぬと、打破すべき迷信の類の神祠と、逆に宗教など保存すべき神祠とを明確に区別をした。打破すべき神祠としては、(1)古神類。古代科学が未発達であった時代から崇拝されていたもので、現在は少しも意義がないもの。具体的には日月星辰の神（日神、月神、火神、魁星、文昌、旗廟）および山川土地の神（五岳四瀆、東岳大帝、中岳、海神、龍王、城隍、土地、八蜡（神農、后稷を除く））など。(2)淫祠類。宗教にこじつけて、神として斂銭するもの、あるいは草木の精霊や信ずるに足らない民間信仰など。具体的には張仙、送子娘娘、二郎、齊天大聖廟、瘟神、痘神、玄壇、時遷廟、宋江、狐仙廟。これらは除災祈福の神として多くの農民に信仰されているものが多い。保存すべき神祠として、(1)先哲類。民族・国家・社会に功績があり、学術を發明し、人類に福利を与える人物および忠烈孝義で人類の模範となる人物など。(2)宗教類。宗教の中で、宗旨純正で、一般民衆の信仰を受けているもの。釈迦牟尼をはじめ仏教関係の神、道教関係で老子（太上老君）、元始天尊、三官、天師、王靈官、呂祖。ただし、道教でも人を惑わす護符や呪文などは禁止された。また葬式の時に、仏教や道教の僧侶や道士が来て読経することは、無稽であると批判している。

この中で打破すべき淫祠類に区分されている神の中には、道教の神も含まれており、一方で老子

など道教関係の神も保存すべきものとしており、道教を保存すべきか、打破すべきなのか矛盾している。ただこのような標準を公布すれば、当時の情勢からいって、迷信打破の側面が強調され、すでに開始されている迷信打破運動を加速することになった。またこの標準は道教という宗教を内在的に理解し、またそれを信仰している民衆の心性を配慮した決定とも思えない。新文化運動における「デモクラシーとサイエンス」という基準<sup>9)</sup>をもって、遅れた民衆の迷妄を正すという観点が明白である。

迷信打破運動は、1928年秋以後、国民党の県党部や県公安局が中心になって行われた。これは蒋介石の統治下に入った南方の江蘇、浙江、安徽などの省で行われ、民衆の反発を受けたが<sup>10)</sup>、北方でも馮玉祥系軍隊の統治している山東、河南、陝西等の省でも行われた。

ここでは、山東省の例をあげれば<sup>11)</sup>、山東省では、1928年5月以後、奉天派軍閥張宗昌に代わって、馮玉祥の部下孫良誠が統治を開始した。その下で県公安局や国民党県党部の創設による破除迷信会や裔聖公自決会による迷信打破運動が展開され、民衆に大きな不満と恐慌をもたらした<sup>12)</sup>。

この運動は、宗教否認、迷信打破、神像・廟宇・祠堂の破壊、寺産・廟産の没収、旧習打破として行われた。具体的には、中国各地の信仰を集めている泰山の廟をこわし、3000人の道士僧侶を泰山より追放した<sup>13)</sup>。また張宗昌がかって孔子を尊び孔子の76代目の子孫孔令貽（衍聖公）と義兄弟の契りを結んでいた<sup>14)</sup>ことへの反動もあり、孔家一族の世襲財産の四分の三が没収され、孔令貽も辱められた。農民の崇拝している寺廟も破壊され、道士僧侶は還俗させられた。泰山のふもとにあり省政府のおかれていた奉安には、岱廟があったがこれも破壊され、会議所、図書館、平民理髮所、平民休息所等に改修された。旧習打破としては省政府に付設して、放足所を造り、婦女の纏足を禁止し、また婦女の解放を喝えた。県党部は農



村に行って、辮髪を強制的に切ったり、陰曆を廃止して太陽曆を強制したり<sup>15)</sup>、旧正月を廃止したりした<sup>16)</sup>。

このような迷信打破運動、旧習打破運動に対して、江蘇、安徽、山東などでこれに反対する暴動が起きた。山東省の例を挙げれば、1929年3月、小刀会が南部の滕県で迎神賽会を行おうとしたが、国民党県党部および県公安隊が禁止したことを契機にして、無極道、小刀会、紅槍会一万余名が、県城を包圍して暴動を起こした<sup>17)</sup>。かれらは県当局に対し、一、廟宇を再建して、再び仏像を造る。二、婦女の纏足は、禁止してはならない。三、紅頂花翎は旧制に復す、という迷信打破運動に対決する3条件をつきつけた<sup>18)</sup>。さらに無極道は数千から数万の数で近辺の臨城（薛城）、済寧を包圍した<sup>19)</sup>。魚台では2万人以上の無極道が参加し、県城を陥落し、獄中の囚人を釈放し、県党部および学校で用いる器具を破壊し、かつ党员、学生を捕らえた<sup>20)</sup>。しかも彼らのこの動きは、新しい支配者である国民党による迷信打破運動に反発した故、以前の支配者である張宗昌一派の山東省奪回を目指す動きと呼応していた<sup>21)</sup>。結局、この暴動は国民政府の軍隊により鎮圧されるが、これらの暴動の構成員、特に暴動の指導部を構成していたのは、国民党の迷信打破運動によって直接の打撃を受けた廟宇の僧侶と土豪劣紳などの既成の村落社会の秩序を担っていた地主層であり、その他に多くの中・貧農を中心とした農民が参加しており、それにより数万人の規模によるこの暴動は起こった<sup>22)</sup>。

各地に起きた迷信打破に反対する暴動に直面した国民政府は、1929年3月、迷信打破運動の基準となった「神祠存廢標準」を廃止し、急進的な迷信打破運動を抑制していった。さらに土豪劣紳や地主などの在地勢力との妥協を図り、急進的な迷信打破運動を展開する先兵となっていた国民党党部を改組し、活動分子を排除していった<sup>23)</sup>。それらの結果、急進的な迷信打破運動は沈静化して

いった。

## おわりに

日本における廃仏毀釈運動は、江戸時代の仏教国教主義から明治になって神道国教主義を形成しようとして起きたが、多くの民衆がそれに参加した。同時にこれは国民国家形成をしようとした明治の日本が、天皇を中心とした国民統合を目的として、国家神道に裏付けられた天皇の権威を確立しようとして行われた。神道国教主義と神政国家的観念は、仏教勢力の抵抗と信教の自由という観念も含む欧米文明を採り入れる啓蒙運動である文明開化の風潮の中で後退し、数年間にわたる廃仏毀釈運動は沈静化していった。そして近代日本における信教の自由が成立して、それは1920年代まで実効性を持っていた。だが体系的教義を持たない国家神道に裏付けられ、現人神としての天皇を頂点に担ぐ「天皇教」とも呼ぶべき独自の宗教的な要素を伴う天皇制は、1945年の日本の敗戦まで続いた。

中国において国民国家としての統合を目指していた国民党統治下で行われた迷信打破運動は、孫文の思想にもとづき国民を民権の主体に成長させていく訓政期という位置づけの下で、国家や国民党の側から強権的に行われ、迷信のみならず、宗教も弾圧を受けた。実際に運動を推進した国民党の地方党部の人々は、新文化運動のスローガンである「デモクラシーとサイエンス」という欧米的価値観にもとづき、啓蒙家的態度で早急にこの運動を進めた。しかしながら、日本の廃仏毀釈運動とは異なり、民衆のこの運動への参加は見られず、逆に民衆はこの運動の敵対者として現れ、国民政府並びに国民党は、迷信打破運動を変更しなければならなかった。その後、国民党による政党国家体制が確立していく中で<sup>24)</sup>、1931年6月に国民政府により公布された中華民国訓政時期約法の中では、第11条で「人民は信教の自由がある」<sup>25)</sup>と

規定されているが、国民党の統治の下で信教の自由が実効性をもったものとして、守られたとはいえない。ただ国民党の統治の下で、前述したような日本における「天皇教」ともいべき宗教的な要素を用いて、国家の統合をすることはなかった。

## 註

- 1) 圭室文雄『神仏分離』教育社、1985年、11-12頁、14-15頁、122-125頁、圭室文雄「廃仏毀釈」(国史大辞典編纂委員会『国史大辞典』第11巻、吉川弘文館1990年)、468頁。
- 2) 安丸良夫『近代天皇像の形成』岩波書店、2001年、176頁。
- 3) 同上書、175-176頁、196-197頁。
- 4) 同上書、24-25頁。
- 5) 毛沢東「湖南農民運動考察報告」(毛沢東文献資料研究会編『毛沢東集』1、北望社、1972年)、235-237頁。
- 6) この問題に関連する先行研究として以下のものがある。酒井忠夫「中国国民党の宗教政策」(『酒井忠夫著作集6 近・現代における宗教結社の研究』国書刊行会、2002年)、三谷孝「南京政権と『迷信打破運動』」(『歴史学研究』455号、1978年)、三谷孝「江北民衆暴動(1929年)について」(『一橋論叢』第83巻第3号、1980年)、馬場毅「紅槍会の思想と組織」、「山東省の紅槍会運動」(馬場毅『近代中国華北民衆と紅槍会』汲古書院、2001年)。大平浩史「南京国民政府成立期の『廟産興学運動』と仏教界—寺廟産・僧侶の「有用」性をめぐって—」(『立命館言語文化研究』第13巻第4号)、足羽與志子「モダニティと『宗教』の創出」(『岩波講座宗教1 宗教とはなにか』岩波書店、2003年)。
- 7) 「排除ト筮星相巫覡堪輿弁法」(立法院編訳処編『中華民國法規彙編』第3冊、中華書局、1934年)、794-795頁。
- 8) 同上書、807-814頁。
- 9) この時期の国民党の宗教政策が、新文化運動、および五四運動以来の「デモクラシーとサイエンス」という基準に基づいていたという指摘は、前掲、酒井忠夫「中国国民党の宗教政策」(444-446頁)による。
- 10) 三谷孝「南京政権と『迷信打破運動』」(『歴史学研究』455号、1978年)、三谷孝「江北民衆暴動(1929年)について」(『一橋論叢』第83巻第3号、1980年)。
- 11) 山東省における国民党統治初期における政策全般、ならびに宗教政策および迷信打破運動、それに対して

- の無極道、紅槍会、小刀会の抵抗について詳しくは、馬場毅「紅槍会の思想と組織」(73-79頁)、「山東省の紅槍会運動」(148-150頁、175-179頁)(馬場毅『近代中国華北民衆と紅槍会』汲古書院、2001年)を参照。
- 12) 小沢茂一『支那の動乱と山東農村』満鉄調査課、1930年、5頁。
  - 13) 同上書、81頁。
  - 14) 李新・孫思白主編『民国人物伝』1、中華書局、1978年、240頁。
  - 15) 前掲『支那の動乱と山東農村』81頁。
  - 16) 同上書、5頁。
  - 17) 「滕県紅槍会与兵衝突 起因由禁止迎神賽会」(『時報』1929年3月17日)。
  - 18) 同上、「滕県紅槍会 変乱原因 老道作怪」(『時報』1929年3月19日)。
  - 19) 「滕県南路軌被毀修復 紅槍会滋擾擊潰」(『時報』1929年3月14日)、「魯南無極道匪暴動」(『時報』1929年3月21日)。
  - 20) 「魚台被紅槍会攻破 旋經軍隊擊散」(『時報』1929年3月19日)。ただし前掲「魯南無極道匪暴動」の記事によれば、包圍した無極道は700人と数が非常に少なくなっている。
  - 21) 無極道の指導者李光炎、王伝仁らは、山東省奪回作戦を計画していた張宗昌一派と青島で会見し、4万円の金を得るとともに、1929年3月12日(陰暦の2月2日の龍抬頭の日、無極道は真龍天子が機運に応じて生まれるのだと称した)に、山東省南部で一斉に事を起こし、膠東がこれに呼応する計画を立て、そのための独自の軍事組織を作るとともに、紅槍会などを友軍にした(前掲「魯南無極道匪暴動」)。
  - 22) 前掲「紅槍会の思想と組織」78-79頁、前掲「山東省の紅槍会運動」178頁。
  - 23) 前掲「南京政権と『迷信打破運動』」12頁、14頁。
  - 24) 立法院編訳処編『中華民國法規彙編』第1冊、中華書局、1934年、12頁。
  - 25) 訓政時期の国民党統治が、政党国家と規定されることについては、西村茂雄『20世紀中国の政治空間—「中華民族的国民国家」の凝集力—』(青木書店 2004年)を参照。

## 参考文献

- 圭室文雄『神仏分離』教育社、1985年  
 安丸良夫『近代天皇像の形成』岩波書店、2001年  
 毛沢東文献資料研究会編『毛沢東集』1、北望社  
 1972年  
 立法院編訳処編『中華民國法規彙編』第1冊、第3冊、

- 中華書局、1934年
- 酒井忠夫『酒井忠夫著作集6 近・現代における宗教結社の研究』国書刊行会、2002年
- 小沢茂一『支那の動乱と山東農村』満鉄調査課、1930年
- 李新・孫思白主編『民国人物伝』1、中華書局、1978年
- 三谷孝「南京政権と『迷信打破運動』」（『歴史学研究』455号、1978年）
- 三谷孝「江北民衆暴動（1929年）について」（『一橋論叢』第83巻第3号、1980年）
- 馬場毅『近代中国華北民衆と紅槍会』汲古書院、2001年
- 西村茂雄『20世紀中国の政治空間—「中華民族的国民国家」の凝集力—』青木書店、2004年